11月

国家試験対策ニューズレター

受験応援号

発行：日本福祉大学社会福祉学部

ニューズレターを発行して、皆さんの受験を応援します！

本号は、保正学部長からの激励メッセージ、合格した先輩の合格体験記を掲載しています。今回は人間福祉専修の卒業生です。『国家試験ワンポイントアドバイス』は、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」（木全和巳先生）、「権利擁護と成年後見制度」（林祐介先生）、「更生保護制度」（湯原悦子先生）、「現代社会と福祉」（伊藤文人先生）です。わかりやすいアドバイスをいただいています。是非、参考にしてください！

（編集担当：江原隆宜）

国試応援メッセージ「試合はまだここから～Never give up!!～」

社会福祉学部長　保正友子

今、卒業論文の執筆に追われながらも、頭の片隅では国試の勉強をしなければならないと焦りを抱いている人は、多いのではないでしょうか。国試本番まで残り 3 カ月となりました。まだ 3 カ月もある、もう 3 カ月しかない、皆さん達の気持ちはどちらですか？私は皆さんの年齢の頃、心配性なため、より万全な準備をしなければと逆に焦ってしまっていました。

模擬試験で得点が伸びた人もそうでない人も、この 3 カ月をどのように過ごすかが合否の鍵を握ります。得点が伸びなかった人も、今ならまだ間に合います。得意科目の点数を伸ばし、苦手科目は 1 点でも取れるようにしましょう。ここであきらめてしまったら試合終了です。あきらめずに続けた人にだけ合格の道は開けます。

昔、私は勉強以外のことばかり行っていた大学生活を後悔し、卒業後に大学院修士課程に進学することを決意しました。しかし、勉強を行う習慣ができていなかった私にとって、何時間も机に座っての受験勉強は、苦痛以外の何ものでもありませんでした。頭は痛くなるし、肩が凝る、集中力も途切れてしまう…。そんなとき私の友人は、「今のあなたにとっての仕事は勉強をすることだよ」と励ましてくれました。サークル活動でもアルバイトでもボランティアでもなく、受験勉強ただ一択。くじけそうになった時にはその言葉を思い出しながら、とにかく勉強を続けました。「絶対にあきらめない」と心のなかで何度も繰り返しながら…。その結果、幸運なことに大学院に入学することができました。合格発表時の喜びや達成感は今でも忘れられません。

その後、私は大学院を修了して病院の医療ソーシャルワーカーになってから、社会福祉士資格を取りました。しかし、働きながら受験勉強をするのは本当に大変で、学生時代に受験して資格を取得しておけばよかったと痛感したのです。

今、皆さん達が行っている勉強は、苦しいことが多いかもしれませんね。でも、今の勉強は必ずその先の人生につながっていきます。自分の人生の扉を開けるのは自分自身、そして、残りの 3 カ月をどのように過ごすのかも自分次第です。絶対に合格したい人は、受験勉強一択で邁進しましょう。その先には、素晴らしい景色が広がっています。試合はまだここからです。皆さん達に明るい春が訪れるよう、心から応援しています。Never give up!!

合格に向けて取り組むべき５項目　　伊藤美智予

皆さん達の受験勉強も、いよいよラストスパートに差し掛かってきましたね。

時間が経つにつれ、焦る気持ちが大きくなるかもしれません。そのなかで、必ず取り組んでいただきたい５項目があります。

その１　１日８時間～１０時間の受験対策学習に毎日継続して取り組むこと

勉強はすればするだけわからないことや、まだ行っていない点が目につきます。ですが、１日に８時間～10 時間勉強を行えば、「ここまでやった！」という自信もつくことでしょう。それも数日だけでなく毎日継続することが大切です。「これ以上、勉強した時期はない」と言えるように頑張りましょう。

その２　そのためにアルバイト等は早急に辞めて、受験対策学習中心の生活とすること

勉強に集中するためには、それ以外にエネルギーを向けず、集中できる環境の確保が必要です。特に、４年生はアルバイト先で頼りにされるため、辞められない人もいることでしょう。しかし、どこかの時点ですっぱりと断ち、あとは勉強するだけの環境をつくらなければ後悔するかもしれません。アルバイトを不合格の言い訳にしないようにしましょう。

その３　苦手科目を克服し得点アップをはかること

「重要事項の再暗記」→「苦手科目中心に過去問を解く」→「解説の確認と内容の理解・暗記」→「重要事項の再暗記」のサイクルで、得点力アップをはかりましょう。社会福祉士試験は１つでも０点科目があれば不合格になってしまいます。０点科目をなくし、全体の３分の２以上の得点を確実に取ることを目指しましょう。

その４　反復学習をすること

一旦記憶した重要事項も、時間が経つと忘れてしまうのが人間の脳の特性です。電車での移動中や授業の合間など、スキマ時間を有効利用して、「赤マル福祉」で反復学習をしてください。また、忘れやすいキーワードなどをまとめて、家の扉やトイレの壁など何度も目につく場所に貼ることもお勧めです。

その５　仲間と励まし合い一緒に取り組むこと

一人で学習に取り組んでいるとスマホやテレビなどに気が散って集中できない人は、頑張って学習している仲間と励まし合い、一緒に取り組むことが有効になります。自宅で集中できない場合には、大学の図書館、12 号館自習室、ゼミ室などを活用して取り組んでください。また、定期的に友人と勉強の進捗状況について共有することもお勧めします。

これからの数か月は、自分自身との闘いです。自分の限界まで、学んで学んで学びつくしましょう。それにより、自分自身で将来の扉を開けるのです。

山が高ければ高いほど、登った時には美しい景色が見られます。全力を尽くした後には、何ものにもかえがたい達成感が待っています。

私たち教職員一同、いつも皆さんを応援しています!!

教員からの激励メッセージ

-国家試験勉強の基本を再確認しよう-

江原隆宜

この時期、「この勉強方法で合格できるだろうか」と不安に感じている人も多いと思います。そこで、一度基本に帰りましょう。これまでも専修ごとの社会福祉特別講座Ⅱ・Ⅲの授業の中で国家試験勉強の方法について話を聞かれてきたかと思いますが、ここで再度基本的なことを３点確認してみましょう。

①過去問題を勉強すること

多様な模擬試験問題がありますが、これらはこれまでの自分の勉強方法や内容を試してみるために使うものです。模擬試験で間違えた問題を振り返ることも大切な勉強になりますが、国家試験として出題されてきた問題は、国家試験の過去問題ですから、国家試験勉強の基本はあくまでも過去問題です。

②頻出問題を確実に得点すること

頻出問題に関する語句・仕組み等は必ず理解し、暗記する。例えば、「地域福祉の理論と方法」ならば、民生委員・児童委員に関する問題、社会福祉協議会に関する問題、「福祉サービスの組織と経営」ならば、リーダーシップ理論や動機づけ理論は頻出問題です。必ず得点できるようにしておきましょう。

③自分に適した勉強方法・スタイルがあること

短期集中型・長期持続型、朝型・夜型、書いて覚える派・読んで覚える派、また、ここまで終えたら「ご褒美」がある、など自分に合った方法・スタイルで、できるだけ楽しくなるような勉強方法を工夫しましょう。必ず自分に適した勉強方法があります。

＊皆さん合格に向けてもう一段ギヤーを UP しましょう！

受験勉強に活用できるスペースの紹介　　**横山由香里**

どこで勉強する!?

美浜キャンパス内

★図書館
★ゼミ棟
★自習スペース
（12 号館 3 階、実習センター横）

皆さんは普段、どのような場所で勉強していますか？　集中できないときは、思い切って場所を変えてみるのもおすすめです。やる気が出ないときは、「ひとまず勉強できそうな場所に行ってみる」と方法もあります。自宅の机やリビングの他、お気に入りのカフェや近所の図書館で勉強する、という人もいるでしょう。

他にも、電車に乗っている時間や、お風呂の中など、スキマ時間を上手に使ってみましょう。何度も繰り返し確認することで知識が定着していくはずです。

11 月から勉強に活用できるようゼミ棟の一部を開放します。受験仲間が勉強をしている様子を見ることで、ご自身も緊張感をもって勉強できるかもしれません。（横山）

2023 年度 国家試験受験勉強利用可能教室

日本福祉大学　美浜事務室

11 月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
教室				ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	
	5	6	7	8	9	10	11
教室		ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	
	12	13	14	15	16	17	18
教室		ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	
	19	20	21	22	23	24	25
教室		ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	
	26	27	28	29	30		
教室		ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116	ゼミ棟Ａ 110～116		

※教室利用にあたっては、各自でコロナ対策を徹底して利用すること

合格体験記

2022 年度人間福祉専修卒業生　北原楓大

みなさんこんにちは。卒論大変ですよね…お疲れ様です。11 月は勝負の月です。しかし私は何もしていませんでした…そんな私が合格できました。最後まで目を通していただき、この体験記が気付きや転機になれば幸いです。

私は４年生４月に福祉用具の企業より内定をいただいていましたが、12 月に家庭の事情により就活をリスタートし、地元の社会福祉協議会に入職しました。社協では社士取得が正規雇用の条件だったため、年末年始から試験勉強に取り組み始めました。その結果、高得点は達成できず、不安を抱えたまま合格発表を待つこととなってしまいました。

そこで、私が 1 ヶ月間、就活・アルバイトしながら最低限取り組んできたことを 3 ヶ月前から取り組めばさらに合格に近づくのではないかという単純な想いを抱きました。あくまで参考程度に…多くの先輩方、友達の勉強法を参考に自分に合うものを取り入れてください。

勉強方法として2つに分けてご紹介します。① 過去問への取り組みを見直す、② 勉強法を確立させる→有料講座の活用、MY ノートなどでラストスパート！この３ヶ月で人生変えましょう。

①過去問への取り組みを見直す

小テスト過去問から出すね～赤マル福祉進めろ～等々、問題に触れる機会が多い一方、
“過去問題への取り組みが答えを覚えるだけになっていませんか？”
どうして正解か、不正解文のどこが間違っているのか理解しながら取り組んでみましょう！

②勉強法を確立させる

私の勉強法は下記の通りです。

A）YouTube（カリスマ社会福祉士、ふくし合格ネット）

まず YouTube 等で知識の確認を行います。過去問題との比較、出題問題予想など短時間で効率の良い学習が可能だと感じました。

B）過去問題集（「社会福祉士国家試験問題解説」クエスチョン・バンク）

過去問題を解きます。文章をよく読み、内容を理解しながら進めました。

C）参考書＋ノート（「社会福祉士国家試験のためのレビューブック」クエスチョン・バンク）

なぜ正解か、なぜ不正解か、説明できない・理解できない場合は過去問題集・参考書を基にノートにまとめる＆参考書への書き込み、付箋をする。ノートは試験直前の最終見直し

に活用できるのでおすすめです！ご自身に合った勉強場所や休憩時間を設定し頑張りましょう。

D)赤マル福祉

最終確認で赤マル福祉！そのため、私の赤マル福祉の実施度や習熟度は情けない数字となっていましたが、自分に合った使い方ができていれば問題なしですよ。

＊基本的にＡ～Ｄのサイクルで１日１科目等時間や科目数を決め進めていきました。

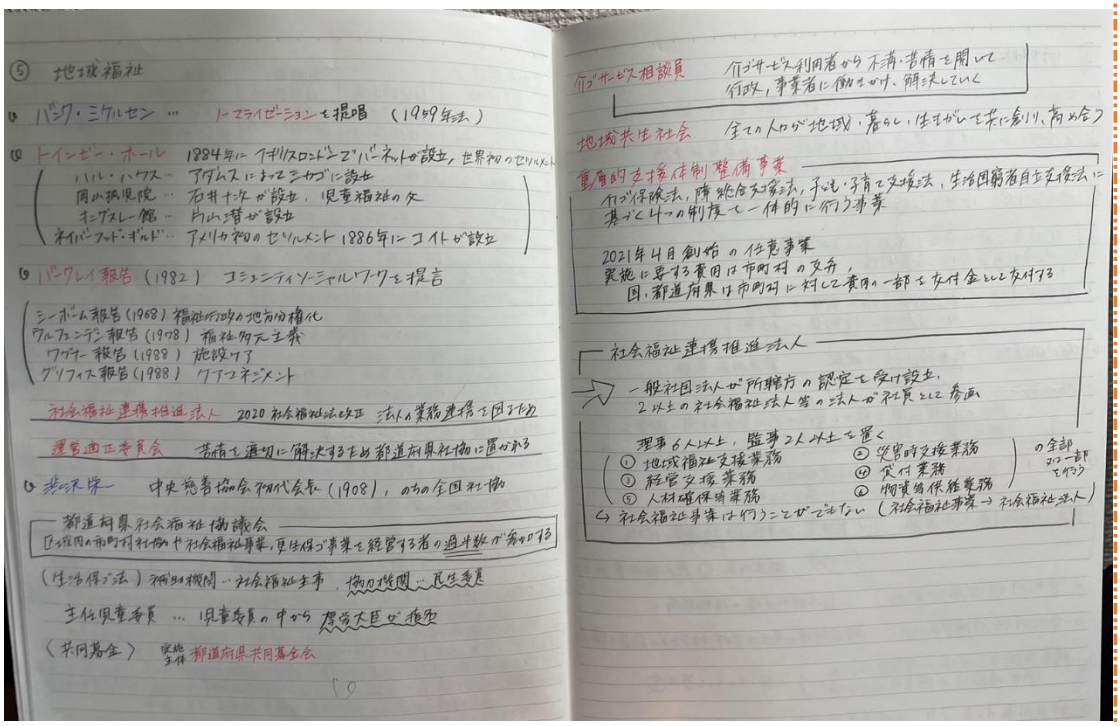

【有料講座や模試】

高いですよね。実習もあったのにそんな金取るのかよと思いました。しかし、合格すればそんな出費は痛くも痒くもありません。特に試験約１ヶ月前に実施した無料講座（重要ポイントチェック講座）は参加して損はありません。

最後に…必ず試験勉強を軸にアルバイトや飲み会など適度に楽しんでくださいね。「スマホ触りすぎ」「休憩長くない？」「勉強してる？」合格すれば何も言われません。結果で黙らせましょう！残り３ヶ月を悔いなく勉強に取り組んでください！

それでは、試験当日まで体調に気をつけて頑張ってください。

国家試験ワンポイントアドバイス
—障害者に対する支援と障害者自立支援制度」—

木全　和巳

基本的な知識と理解を

「障害」に関するサービスの種類や利用方法などの仕組みはほんとうに複雑です。当事者にとってもわかりづらく、「わざと使わせたくないのでは？」と、勘ぐりたくもなります。裁判になっている６５才以上になった時の介護保険移行問題などは、試験問題には出ないでしょうね。当事者の権利を擁護するソーシャルワーカーとしては、こうしたしくみをより良いものにしていくためにも、クリティカル（創造的/批判的）に学ぶことが必要です。誰のための何のための「資格」なのかをいつも問い続けたいですね。

と言っても、まずは、事例問題をはじめ 60%程度の得点を確保しようと思うと、障害者総合支援法の基本的な知識と理解は欠かせません。まずは、複雑な障害児者福祉のサービスの種類と内容を理解することからはじめましょう。

昨年の問題をみても、「問題 57　「障害者総合支援法」における介護給付費等の支給決定に関する次の記述のうち，適切なものを 2 つ選びなさい。」、「問題 58　事例を読んで，これからの生活においてＬさんが利用可能な「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスとして，適切なものを 2 つ選びなさい」、「問題 59　「障害者総合支援法」等に基づく専門職などに関する次の記述のうち，最も適切なものを 1 つ選びなさい。」、「問題 60　事例を読んで，この段階においてＵ相談支援事業所のＭ相談支援専門員（社会福祉士）が行う支援の内容として，次のうち最も適切なものを 1 つ選びなさい。」というように、７問中 4 問が「総合支援法」に関するものでした。あとは、歴史的知識と身体障害者福祉法と精神保健福祉法という法律の知識と理解を問う問題でした。

全国社会福祉協議会の HP にある『障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット（2021 年 4 月版）』（https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/index.html）をダウンロードします。このパンフレットが理解できれば、基本的な知識の確認は大丈夫です。このパンフレットを使いながら、過去問を解きつつ、関連する知識を増やしながら確認していきましょう。

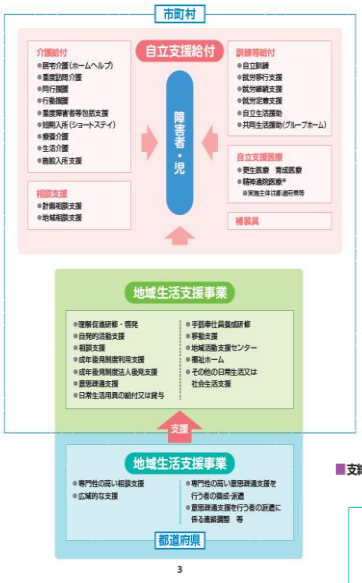

「介護給付」には、「行動援護」「生活介護」「施設入所支援」などなど、「訓練等給付」には「自立訓練」「就労継続支援」などなどがあることがわかりますね。まずは、こうしたサービス事業が何であるのか？　ネットなどの映像も観ながら、当事者の特徴をサービスの内容をつかみましょう。　次に、こうしたサービスを当事者が利用するための「支給決定プロセス」について理解しましょう。最後に、こうした当事者を支える相談支援専門員やサービス管理責任者などのソーシャルワーカーの仕事の内容も理解しましょう。　まずは、ここからがスタートです。健闘を祈ります。

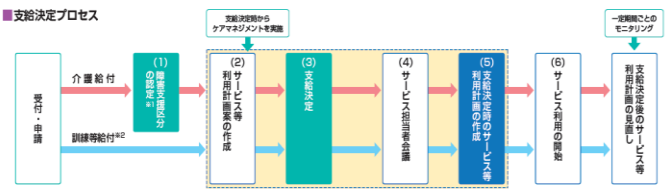

国家試験ワンポイントアドバイス
―「更生保護制度」―

湯原悦子

【本科目の特徴】

更生保護制度の学習は、非行や犯罪をした人の社会復帰支援について、関連する制度や支援の仕組みについて理解することが主となります。とは言っても、テキストを開くと漢字ばかり、他の科目との関連もさほどないことから、皆さんにとっては学びにくい科目のトップに数えられるかもしれません。

でも、救いはあります！内容が難しい分、他の科目に比べ、問題の難易度はそれほど高くないのです。**４問中１問は必ず、ほとんどの受験生が解答できる易しい問題が含まれています。当日、更生保護の問題を見て「どうしよう･･･分からない･･･（涙）」となっても、絶対にあきらめないでください**。ゼロ点科目を無くすことを最低目標とし、易しい問題については必ず得点するようにしましょう！

【本科目の頻出分野】

●更生保護制度の概要

・更生保護法第１条は条文そのものが問われることがあります。よく読んで意味を理解しておいてください。

・**保護観察制度は超重要！時間がない方はここだけでも読んでおきましょう。地方更生保護委員会の役割**もよく出ます。刑事施設からの仮釈放の許可、仮釈放の取消、少年院からの仮退院の許可に関する事務をおこなうところです。更生緊急保護も頻出で、社会福祉の支援としては使える制度です。満期釈放者でも使える、住まいの確保ができる、期間は６ヶ月など、自分が支援者になったと考えて、制度利用をシミュレーションすると覚えやすいです。

●更生保護の担い手

保護観察官と保護司の違いに注目して、業務内容を理解しましょう。**保護観察の具体的な流れとそれに関わる担い手の役割については必ず理解すること**。ここはよく出題されます。

更生保護施設と自立準備ホームの違い、民間協力者では協力雇用主の役割などもチェックしておきましょう。

●医療観察制度

全く出題されない年もあるのですが、前回のように１問まるまる医療観察制度に関する問題が出るときもあり、無視できない内容です。全体が複雑で苦手な人も多いので、まずはしっかり、用語、制度の流れや登場する専門職の役割について理解しておきましょう。

時事的な話題としては被害者支援、再犯防止があります。日頃からニュースをよく確認するようにし、息抜きに刑事ドラマ（科捜研の女 or 相棒がおススメ）を見て、非行や犯罪をした人の社会復帰に関心を持ちましょう。きっと得点につながります。

･･･皆さんのご検討をお祈りしています！！

科目別ワンポイントアドバイス：権利擁護と成年後見制度

林　祐介

１．第 35 回試験からみえる出題傾向

第 35 回社会福祉士国家試験の「権利擁護と成年後見制度」科目では、以下の問題が出題されました。日本国憲法の基本的人権に関する最高裁判所の判断についての問題：1 問（問題 77)、成年後見制度についての問題：3 問（問題 78・79・80、問題 78・79 は事例問題)、日常生活自立支援事業についての事例問題：1 問（問題 81)、家庭裁判所についての問題：1 問（問題 82)、消費者被害についての事例問題：1 問（問題 83)。

第 31～34 回では 7 問中 2 問が事例問題であったのに対して、今回は 7 問中 3 問が事例問題でした。一方、第 34 回では成年後見制度に関する問題が 4 題出題されていましたが、第 35 回では 1 問減の 3 問でした。第 32・33 回では 3 問ずつ出題されていたことを考えると、今後も 3～4 問は成年後見制度関連の問題が出題されることが予想されます。ただし、「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所事務総局家庭局）に関わる問題は、第 34 回までは毎年必ずと言っていいほど出題されていましたが、なぜか第 35 回では出題されませんでした。第 36 回で復活する可能性がありますので、一度確認することをお勧めします。

「成年後見関係事件の概況」は WEB 上に公開されていますので、「令和 4 年 1 月から 12 月まで」の PDF ファイルを各自で印刷していただき、目を通していただきたいところです。ちなみに、「申立人と本人との関係別件数・割合」は、「平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月」と比べていただくと、「令和 4 年 1 月から 12 月まで」の市区町村長申立件数の全体に占める割合が大きく上昇していることが分かります。医療・介護現場では、身寄りのない患者・利用者が増えており、当事者本人による財産管理が難しい場合には、市区町村長が成年後見制度の申立てを進めていくことになりますので、こうしたことも影響しているのではないかと思われます。

上記以外にも、法定後見制度の 3 類型（後見、保佐、補助）の違いや、申立準備から登記までの一連の流れ（申立準備→申立て→鑑定・調査→審判→登記）についても押さえておきたいところです。さらに、成年後見人等の業務内容・範囲や任意後見制度も重要になってきますので、今一度確認いただければと思います。

一方、第 35 回では日常生活自立支援事業に関する問題が出題されていますが、第 32・33 回では出題されていません。しかし、第 31・34 回で出題されていることを踏まえると、押さえておくべき事項だといえます。当事者本人による財産管理が難しい場合に利用されるという点では、成年後見制度と似たようなイメージがありますが、所轄庁・根拠法・対象者・相談窓口に違いがありますので、その辺りの学習も深めていただく必要があります。

なお、成年後見制度や日常生活自立支援事業以外の問題に関しては、回によって出題傾向に違いがあることがうかがえます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業以外の部分については、どのような問題が出題されるのか予想しづらいといえます。

２．勉強方法の助言

和田秀樹氏は、「試験に落ちる人の 10 大要素」として、以下の 10 点をあげています。「①予習ばかりしてしまう人、②お金をケチる人、③周りをすべて敵と思う人、④難しい問題を解きたがる人、⑤満点主義の人、⑥禁欲的な人、⑦苦手科目の克服に時間をかける人、⑧性格の悪い人、⑨恥ずかしがる人、⑩諦めのいい人」（出所：和田秀樹『試験に受かる人落ちる人』幻冬舎,2003)。重箱の隅をほじくるような問題は、毎年必ずと言っていいほど出題されますが、「覚えなければならないことはできるだけ絞り込む」ことが合格の秘訣だといえます。

国家試験ワンポイントアドバイス
―現代社会と福祉―

伊藤　文人

社会福祉制度や政策の原理（仕組み）を学ぶことを目的に設定されている「現代社会と福祉」は、その原理や仕組みを、私たちの生きている「現代社会」の構造や特徴との関係から理解することを念頭に設定されています。とはいえ、出題数は10問と多いので、**得点上無視できません**。どういった攻め方があるのかを**過去問から推測してみましょう。**

『現代社会と福祉』は、大別して２つの出題傾向があります。ひとつは、**「社会福祉に関わる基本的／歴史的な概念とその概念を提唱した研究者や実践者との関係を問う」性格のもの**です。例えば、第27回（平成26年度）の試験では、

> 問22 貧困及びニードのとらえ方に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。
> １．タウンゼント（Townsend,P.）は、貧困者には共通した「貧困の文化（culture of poverty)」があることを明らかにした。
> ２．リスター（Lister,R.）は、「ノーマティブ・ニード」に加えて、「フェルト・ニード」を提案した。
> ３．ルイス（Lewis,O.）は、「相対的剥奪」の概念を精緻化することで、相対的貧困を論じた。
> ４．ブラッドショー（Bradshaw,J.）は、絶対的貧困・相対的貧困の二分法による論争に終止符を打つことを目指した。
> ５．スピッカー（Spicker,P.）は、「貧困」の多様な意味を、「物質的状態」、「経済的境遇」及び「社会的地位」の三つの群に整理した。

解答そのものは、「貧困とニードの理解の仕方」をそれぞれの研究者（実践者）がどう理解していたのか、その対応関係を示せ、というものです。そうなると、①貧困とはどう理解されてきたのか、②ニードはどう理解されてきたのか？の理解、「誰が、なにを、どのように理解してきたのか、その歴史」への理解が問われることになります。**「貧困」**や**「ニード」**は社会福祉のすべての領域に関係する基本概念ですので、出題のように多くの研究者がこれを調べて定義付けてきました、その変遷を出題されているわけですね。これは社会福祉の歴史が貧困を軸に発展してきたことを理解していれば、解答できるものですが、それを国別や時代別に整理することが大事でしょう。例えば、上記の人物の他にも、イギリスならば、**マルサス（「人口論」の考え）、マルクス（「資本論」の考え）、チャドウィック（改正救貧法の考え）、C.S.ロック（慈善組織化協会における「ケースワーク」の考え）、ウェッブ夫妻（「ナショナル・ミニマム」概念）、ロイド・ジョージ（国民保険への考え）、ベバリッジ（『ベバリッジ報告』に対する考え）、ティトマス（「贈与関係」）**などの19世紀半ばから20世紀にかけて社会福祉の発展に寄与した人物の取り組みと提唱した概念は整理しておきましょう（この応用が効けば、他の科目でも同種の出題があることに気付くはずです。障害者福祉ならば、「**ノーマライゼーション**」と**バンク・ミケルセン**の関係など）。

似たようなものとしては、第28回の出題では以下のようなものがありました。

問　エスピン-アンデルセン（Esping-Andersen,G.）の「レジーム」理論に関する記述として、正しいものを１つ選びなさい。
　１.福祉国家は、社会的階層化のパターン形成に重要な役割を演じる。
　２.脱商品化とは、労働者が労働能力を喪失することである。
　３.脱家族化とは、単身世帯の増加のことである。
　４.福祉レジーム概念は、福祉国家の否定から生まれた。
　５.雇用・労働市場は、福祉レジームの在り方に影響しない。

これは1990年にスウェーデンの比較福祉国家研究者であるエスピン・アンデルセンが『福祉資本主義３つの類型』という著作の中で、当時の主要な欧米社会における「福祉国家」の性格付けを行った研究の概要について問われたものです。彼なりの「福祉国家」を理解するキーワードが**「脱商品化」「脱家族化」**と**「福祉レジーム」**です。前者は、国家が提供する（税金を基盤とした）福祉サービスが発展すれば、受給者は生活を維持するために、自分の労働力を「商品」として企業に売り渡す必要性から解放される（この考え方の前提は**マルクス**の資本制生活様式への理解が必要）ので、福祉サービスが重厚であればあるほど、受給者は、その生活を労働市場に依存する必要性が相対的に低くなる、という意味です。また国家福祉が充実していれば、家族に過度に依存しなくても当該者は福祉サービスを利用することで自律的な生活を送ることが可能になる、という意味での「脱家族化」を促進する機能を福祉サービスは持っている、と理解することができます。後者の「福祉レジーム」は福祉を提供する「政治制度」の特徴を表現しています。彼の分類によれば、例えばアメリカやイギリスは「**自由主義**」型レジームで、「国家福祉に積極的ではない」と評価され、スウェーデンは、「**社会民主主義**」型レジームで国家福祉に（少なくとも米英よりは）積極的であるし、また民主的な政治決定が重視されている、というニュアンスがあります。

このような出題が10問のうち、半分は出題される傾向にあるので、**過去問に出てくる重要な社会福祉の歴史、その中で提唱された福祉にまつわる概念とその意味、提唱者の名前との関係は時代毎、国ごとに整理しておくことが大切です**ね。

もうひとつは、**日本の福祉政策と関連が深い（とされる）様々な提言や報告書で言及された問題や制度の内実について問われる傾向がある**、ということです。**しかし、これは10問のうち半分近く出されるため、きちんと押さえる必要があります。**『現代社会と福祉』は、「福祉政策と労働政策／教育政策／医療政策」との関係を問うような構成になっているので、そうした内容を問うような他領域で検討された文書や報告書、提言などの内容から出題される傾向があります。「いつの時点での文書や報告書や白書などから出題されるか？」といえば、だいたい**国家試験の半年前までに法改正されたもの**や各省庁のHPに掲載されたものが目安ですね。したがって、**普段から『厚生労働省白書』など関連する省庁のHPをネットサーフィンするクセをつけておくと、現在進められている福祉や教育政策やその背後にある政府側の考え方の特徴や傾向をつかむことができると思います。**

さて、それらの出題は、例えば以下のようなものが典型的です。

問「平成26年版厚生労働白書」における我が国の健康や寿命に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。
１.「健康日本21」（第二次）では、「健康寿命」について具体的な数値目標が設定された。

2．「健康寿命」と「平均寿命」の差は、2010年（平成22年）時点で、男女ともに3年未満である。
3．「健康寿命」と「平均寿命」の差を一定に保つことは、重要な政策目標である。
4．地域のつながりの強化は、健康づくりのための政策目標とはされていない。
5．生活習慣病関連疾病は、2013年（平成25年）時点で死因の約6割を占めている。

また別の領域の報告書に関する以下のような出題もありました（第28回試験）。

問「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（2013年（平成25年）8月）において示された社会保障制度改革に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
1．「病院完結型」の医療の確立を提案した。
2．給付の拡大を提案した。
3．切れ目のない「全世代型の社会保障」を提案した。
4．非正規雇用者向けの独立した社会保険制度の新設を提案した。
5．市町村による地域医療ビジョンの策定を提案した。

こうした提言や報告書の内容は、他の科目（高齢者福祉や公的扶助）などと関連するものも含めて『現代社会と福祉』で出題されるので注意が必要です。例えば、同じく第28回の国家試験では、「生活困窮者自立支援法における『自立』の概念で正しいものを選択せよ」という出題がありました。通常、生活困窮者自立支援法は、生活保護と低所得者対策の狭間で2015年に成立した制度なので、「公的扶助」や「就労支援」の領域で出題されるのが適当だと考えられますが、上記の出題をみても「健康や寿命･･･」とあるように、**一見「現代社会と福祉」に直接関係のないかのような領域からも出題される**ので注意が必要です。

いよいよ国家試験対策の終盤になります！

国試対策のプログラムを用意して皆さんを応援します。

今後の予定
12 月　国家試験直前合格オリエンテーション
12月11日（月）5限　美浜キャンパス120教室
＊国家試験に向けた激励メッセージ！
年末模擬試験
12月16日（土）

☞予定が変更される可能性もありますので掲示板等も参照してください。